

〈5〉 米国国防権限法 2023 の中国半導体製品等 米国政府調達等禁止規定 (2027 年 12 月 施行) の概要

CISTEC 理事

国際輸出管理調査・協力部長

田上 靖

はじめに

末尾 7 に記載の一連の解説で説明の通り、2018 年 8 月 13 日に成立した米国国防権限法 (NDAA) 2019 の § 889 において、以下の (A) 及び (B) の禁止規定が設けられた。

(A) 第 1 弾の禁止規定 (§ 889(a)(1)(A)) (2019 年 8 月 13 日施行)

米国政府機関に対し、「中国製通信・監視関連製品を実質的・本質的に利用している機器、システム又はサービス」の購入・取得を禁止。

(B) 第 2 弾の禁止規定 (§ 889(a)(1)(B)) (2020 年 8 月 13 日施行)

米国政府機関に対し、「中国製通信・監視関連製品を実質的・本質的に利用している、機器、システム又はサービス」を利用している者との契約・取引を禁止。

さらに昨 2022 年 12 月 23 日に施行された米国国防権限法 2023(原文：下記 6) の § 5949 において、新たに、米国連邦政府機関に対する、(A) 中国大手半導体企業 SMIC 社、CXMT 社、YMTC 社等の半導体製品・サービスを含む電子製品・部品・サービスの調達禁止規定、及び (B) これらの半導体製品・サービスを含む電子製品・部品を重大システムに使用する企業・団体からの電子製品・部品の調達禁止規定が設けられ、施行日から 5 年後の 2027 年 12 月 23 日から施行されることになった。

また、施行日から 3 年後の 2025 年 12 月 23 日までに下位規則が発行されることになり、同規則で規定されるべき、コントラクター、サブコントラクターや「米国原産の技術・ソフトウェアの直接製品である半導体を国内外で設計・開発して、SMIC 社から半導体製品・サービスを購入している企業・団体」等の責任 (一定の場合の連邦政府機関や顧客への通知義務を含む) のポイントが規定された。

そこで、本禁止規定の概要を以下の通り説明する。

1. 米国連邦政府機関に対する禁止規定

米国連邦政府機関は、以下の (A) 又は (B) を行ってはならない。

- (A) 対象半導体製品又はサービス (定義は下記 2) を含む電子部品、電子製品又は電子サービスを調達若しくは取得する契約を延長又は更新すること (用途が重大システムでない場合も含む)
- (B) 「対象半導体製品又はサービス (定義は下記 2) を含む電子部品又は電子製品」を重大システムに使用する企業・団体から電子部品又は電子製品 (対象半導体製品又はサービスを含んでいるかどうかを問わない) を調達又は取得する契約を締結 (又は契約を延長若しくは更新) すること (用途が重大システムでない場合も含む)。

(注) 上記禁止の全体概要説明図を別紙に記載したので、参照頂きたい。

2. 対象半導体製品又はサービスの定義

以下の (A)～(C) のいずれかにあたるもの。

- (A) Semiconductor Manufacturing International Corporation (SMIC) (又はその子会社、関連会社、若しくはそれらの後継者) が設計、製造、又は提供する半導体、半導体製品、その半導体製品を組み込んだ製品、又はそれらの製品を利用したサービス。
- (B) ChangXin Memory Technologies (CXMT) (又はその子会社、関連会社、若しくはそれらの後継者) 又は Yangtze Memory Technologies Corp (YMTC) (又はその子会社、関連会社、若しくはそれらの後継者) が設計、製造、又は提供する半導体、半導体製品、その半導体製品を組み込んだ製品、又はそれらの製品を利用したサービス。
- (C) 国防長官又は商務長官が、国家情報長官又は FBI 長官と協議して、中国、ロシア、イラン、又は北朝鮮の政府によって所有、支配、関係していると決定された企業・団体によって製造又は提供される半導体、半導体製品、又は半導体サービス。上記決定は Federal Register(米国連邦官報)によって公表しなければならない。

(注) 上記の内、SMIC 社及び YMTC 社は Entity List に掲載されている。

3. 重大システムの定義

以下の (A)～(C) のいずれかにあたるもの。ただし、日常的な管理・ビジネス用途 (給与計算、財務、ロジスティクス、人事管理用途を含む) に使用されるシステムは含まれない。

- (A) 連邦政府によって運用される電気通信システム又は情報システムを意味し、その機能、運用、又は使用が以下の (i)～(v) のいずれかにあたること。
- (i) 諜報活動に関与。
- (ii) 国家安全保障に関連する暗号化活動に関与。
- (iii) 軍事力の指揮・管理に関与。

- (iv) 兵器又は兵器システムの不可欠な部分である機器に関与。
- (v) 軍事又は諜報任務の直接遂行にとって重大であること。

(B) 連邦調達セキュリティ評議会 (Federal Acquisition Security Council) によって規定されたシステム。

(C) 国防総省によって規定されたシステム。

4. 上記 1 の禁止規定の解釈規定

- (i) 上記 1 の禁止規定は、「上記 1 の禁止規定発効日 (2027 年 12 月 23 日) よりも前に、機器、システム又はサービスに存する対象半導体製品又はサービスを除去又は交換すること」を義務付けるものではない。
 - (ii) 上記 1 の禁止規定は、「既存の機器のライフサイクルを通じての対象半導体製品又はサービスの利用の禁止又は制限」を意味するものではない。
 - (iii) 上記 1 の禁止規定は、連邦契約、連邦助成金、連邦貸付金、又は連邦貸付金保証の受領者に対し、「上記 1 の禁止規定発効日 (2027 年 12 月 23 日) より前に、機器、システム又はサービスに存する対象半導体製品又はサービスの交換をすること」を義務づけるものではない。
 - (iv) 上記 1 の禁止規定は、連邦通信委員会 (FCC) に対し、「対象半導体製品又はサービスを、米国国家安全保障に許容し難いリスクを生じさせる通信機器・サービスリスト (注) に掲載すること」を義務づけるものではない。
- (注) 上記リストは安全で信頼できる通信ネットワーク法 (2019 年) の Section 2 に基づいて発行されているもの。

5. 2025 年 12 月 23 日までの下位規則の発行義務及び同規則の規定内容

本法施行日から 3 年以内 (2025 年 12 月 23 日まで) に、連邦調達規制評議会は上記 1 の禁止を実施する規則を制定しなければならず、同規則は、電子部品又は電子製品の供給に関するコントラクターとの契約条項も規定しなければならず、また、コントラクター、サブコントラクター、対象企業・団体 (定義は下記) 等の責任等につき、以下の (1)~(8) を規定しなければならない。

- (1) 米国連邦政府機関に電子部品又は電子製品を供給するコントラクターは、以下の (A)~(C) の責任を負う。
 - (A) 当該電子部品又は電子製品に対象半導体製品又はサービス (定義は上記 2、以下同じ) が使用されていないことの誓約。
 - (B) 当該電子部品又は電子製品に対象半導体製品又はサービスが使用又は含まれていることの検出及び回避。
 - (C) 当該電子部品又は電子製品に対象半導体製品又はサービスが使用又は含まれていることの是正のために必要な措置。